

後期高齢者医療制度 被保険者の皆様へ

○被保険者証の発行は、令和6年12月2日で廃止されます。

現行の被保険者証の発行は、令和6年12月2日で廃止され、以降はマイナ保険証（マイナンバーカードの保険証利用）を基本とする仕組みに移行します。

なお、令和6年12月1日までに交付された被保険者証は、住所や負担区分等に変更がない限り有効期限（令和7年7月31日）までこれまでどおりお使いいただけます。

○令和6年12月2日（被保険者証の発行廃止）以降に年齢到達される方等へ

令和6年12月2日以降に年齢到達される方、住所や負担区分に変更があった方、被保険者証を紛失された方等へは、マイナ保険証の有無に関わらず、資格確認書を交付します。

※令和7年8月（年次更新）までの間の暫定的な運用です。

病院等を受診する際は、必ず資格確認書を窓口へ提示してください。

資格確認書を病院等の窓口で提示することで、一定の窓口負担で受診することができます。

資格確認書とは

健康保険の資格情報（被保険者番号、負担割合等）が確認できる書類です。資格確認書を医療機関等で提示することで、一定の窓口負担で受診することができます。

資格確認書（みほん）

後期高齢者医療資格確認書	
有効期限 令和 7年 7月 31日	
交付年月日 令和 6年 12月 2日	
被保険者番号	03084084
住所	うるま市石川石崎1丁目1
被保険者氏名	後期 太郎
	性別 男
生年月日	昭和23年 1月 1日
資格取得年月日	令和 5年 1月 1日
負担割合	1割
発効期日	令和 5年 1月 1日
限度区分	
発効期日	
長期入院該当	
特定疾病区分	
発効期日	
被保険者番号並びに被保険者の名称及び印	39472139 沖縄県後期高齢者医療広域連合 印